表3

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類①

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴じ順 | 書類名 | | | |
|  | 根拠規定 | 内　　容 | 備　　考 |
| 1 | 許可申請書 | | | |
|  | 省令第7条第2項  省令第63条第2項 | □ 土石の堆積に関する工事の許可申請書（様式第四） |  |
| 2 | 委任状 | | | |
|  |  | □ 委任状 | 申請を委任する場合 |
| 3 | 土石の崩壊防止措置の設計書 | | | |
|  | 省令第7条第2項第2号  省令第63条第2項第1号 | □ 構台等の設計書  □ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画  □ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画 | 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合 |
| 4 | 土砂流出防止措置の設計書 | | | |
|  | 省令第7条第2項第3号  省令第63条第2項第1号 | □ 鋼矢板の設計書  □ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画  □ 土石の傾斜部の安定化に関する計画 | 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合 |
| 5 | 現況写真 | | | |
|  | 省令第7条第2項第4号  省令第63条第2項第1号  (省令第58条第2項第1号) | □ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 |  |
| 6 | 申請者確認書類 | | | |
|  | 省令第7条第2項第5号、第6号  省令第63条第2項第1号  (省令第58条第2項第1号) | 申請者が個人の場合  □ 氏名及び住所を証する書類 | 氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとすること |
| 申請者が法人の場合  □ 登記事項証明書  □ 役員の氏名及び住所を証する書類 |

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類②

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴じ順 | 書類名 | | | |
|  | 根拠規定 | 内　　容 | 備　　考 |
| 7 | 工事主の資力・信用確認書類 | | | |
|  | 省令第7条第2項第7号、第10号  省令第63条第2項第1号  区細則第3条第2項 | □ 資金計画書（様式第五）  □ 暴力団等に該当しないことの誓約書（品川区書式４号） | 納税証明書については、工事主が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、工事主が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人都民税の証明書を添付すること |
| 工事主が個人の場合  □ 住民票の写し  □ 納税証明書  □ 残高証明又は融資証明 |
| 工事主が法人の場合  □ 登記全部事項証明書  □ 財務諸表  □ 事業経歴書（品川区書式５  号）  □ 納税証明書  □ 残高証明又は融資証明 |
| 8 | 権利者全ての同意を得たことを証する書類 | | | |
|  | 省令第7条第2項第8号  省令第63条第2項第1号 | □ 公図の写し  □ 土地登記事項証明書  □ 地権者一覧表（品川区書式  ６号）  □ 権利者の同意を証する書類  （品川区書式７号） | 権利者の同意を証する書類には、同意者の本人確認書類（具体例は申請者確認書類の欄を参照）を添付すること |
| 9 | 周辺住民への周知を行ったことを証する書類 | | | |
|  | 省令第7条第2項第9号  省令第63条第2項第1号 | □ 周知措置報告書（品川区書  式８号） |  |
| 10 | 施行者の能力を証する書類 | | | |
|  | 省令第7条第2項第10号  省令第63条第2項第2号  (省令第58条第2項第2号)  区細則第3条第2項 | □ 法人の登記証明書 （登記簿謄本）  □ 事業経歴書（品川区書式５号）  □ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書  □ 工事を指導・監督する技術者の経歴書（品川区書式３号）  □ 当該工事に係る契約書の写し | 必要書類は工事施行者により異なるため、盛土規制法に係る手引5.4を参照すること |

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴じ順 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 縮尺 | 備考 |
|
| 11 | 位置図 | ・方位  ・道路及び目標となる地物 | 1/10,000以上 |  |
| 12 | 地形図 | ・方位  ・土地の境界線 | 1/2,500以上 | 等高線は、2ｍの標高差を示すものとすること |
| 13 | 土地の平面図 | ・方位  ・土地の境界線  ・作業構台等  ・空地の位置  ・柵等の位置  ・排水施設（側溝等）  ・土砂の流出防止措置 | 1/500以上 | 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること |
| 14 | 土地の断面図 | ・土石の堆積を行う土地の地盤面 | 1/500以上 | 高低差の著しい箇所について作成すること |
| 15 | 求積図 | ・土石の堆積を行う土地の部分 | 指定なし |  |